

※Q&A では蕨市地域生活支援拠点等事業ガイドラインでは網羅出来ない疑問等を追加していきます。

【事業所向け】

① どのような障害者が対象となりますか？

・家族の主たる介護者が何らかの理由で本人の世話が出来なくなってしまう場合、現在利用している障害福祉サービスの支援体制では、一晩自宅で過ごすことが難しい障害者が対象になります。

（対象者の例）

- ・8050 世帯
- ・医療的ケアが必要な障害者がいる世帯
- ・行動障害などの重度の障害者がいる世帯

② どのように障害者へ周知しますか？

- ・支援者から対象者と思われる方へ登録を勧めてます。
- ・蕨市役所のホームページへ掲載します。

③ あんしんシートは誰が作成するのですか？

- ・サービス等利用計画を作成している相談支援事業所が作成します。
- ・サービス等利用計画を作成していない方は、拠点コーディネーターが作成します。

④ 障害福祉サービスを利用していない障害者の方が緊急性が高いのでは？

・障害者福祉係で療育手帳のⅢ、A、B を所持しており、40 歳以上～65 歳未満で障害福祉サービスを利用されていない方の状況を定期的に確認していきます。

⑤ ひきこもりの支援と親和性があるのでは？

- ・あくまでも障害者が対象です。
- ・手帳がなく障害の疑いのある方については、関係機関との連携を通して対応を検討します。

⑥ 65 歳以上の方は対象となりますか？

- ・基本的には 65 歳以上の方は介護保険が優先となります。

⑦ 障害児の緊急対応は対象になりますか？

- ・基本的には子ども未来課や児童相談所の対応になるので、連携を通して対応を検討します。

⑧ サービス等利用計画の給付がなくなった場合、どこへ引き継げば良いですか？

- ・拠点コーディネーターへ引き継いでください。

⑨ 安心のためにたくさんの方が登録してしまうことも想定できるのでは？

・基本的には、家族の主たる介護者が何らかの理由で本人の世話が出来なくなってしまう場合、現在利用している障害福祉サービスでは一晩自宅で過ごすことが難しい障害者が対象になります。登録を希望する方については、登録して頂きます。